

2013 年 12 月 25 日

**「消費者委員会食品表示部会 第 1 回加工食品の表示に関する調査会 資料」  
に関するコメントペーパー**

日本生活協同組合連合会  
品質保証本部  
安全政策推進部  
鬼武一夫

**1. 今後の検討課題（案）について**  
(資料 1)

- ・ 3 つ設定された調査会のなかで、最も検討課題が多く、かつ整理する内容も多いと想定されるので、第 1 回目の調査会では調査会の所掌業務 (ToR : Terms of Reference) やどのように審議をしていくのか、スケジュールとの関係で各議案をどう審議していくのかなど、委員相互のコンセンサスを得ることが課題であり、この確認の元、今後の課題をすすめるべきである。
- ・ 下記に示された課題は第 27 回表示部会と今回の調査会では議題が (若干) 一致していない。前回の部会で既に所掌業務 (ToR) を明確にしており、今回の検討課題が前回とどのように関係するかを明確にすべき。
- ・ その明確なる検討課題の説明を受けた上ではあるが、例えば、今回示された「食品表示基準における加工食品の表示方法等の作成方針について」、「加工食品関係の J A S 法の個別品質表示基準の整理・統合について」、「加工食品関係の用語の統一」の 3 項目は同時並行で行なうべき作業ではなかろうか。

第 27 回食品表示部会 (11/28)	第 1 回加工食品に関する調査会 (12/25)
<p><b>【主な審議事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●表示義務者の考え方の整理 →</li> <li>●加工食品関係の J A S 法の個別品質表示基準の整理・統合 (ルールを統一できるものの整理) →</li> <li>●インストア販売に係る表示事項の取扱いについての検討 →</li> <li>●レイアウト、文字の大きさの検討 →</li> <li>●アレルギー表示 (代替表記等の見直し、表示方法 (個別表示、一括表示など) の整理) →</li> <li>●加工食品関係の用語の統一 →</li> </ul>	<p>今後の検討課題 (案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 表示責任を有する者等の整理について</li> <li>➤ <u>食品表示基準における加工食品の表示方法等の作成方針について</u></li> <li>➤ 加工食品関係の J A S 法の個別品質表示基準の整理・統合について</li> <li>➤ インストア販売等に係る表示事項の取扱いについての検討</li> <li>➤ レイアウト、文字の大きさの検討</li> <li>➤ アレルギー表示 (代替表記等の見直し、表示方法 (個別表示、一括表示など) の整理)</li> <li>➤ 加工食品関係の用語の統一</li> </ul>

## 2. 表示責任を有する者等の整理について（案）への総括的コメント

（資料 2）

今回、新たに提案されている「表示責任者」「食品工場等」は何のために表示させるのか。目的とその理由づけを明確にすべきではないか。特に、「食品工場等」に関しては、誰を「食品工場等」として表示するのかを明確にする必要があると考える。また、コーデックスや諸外国においては「表示責任者」という言葉は使われていない。

- ・製造者が、自社で製造し、販売する自社ブランドの商品の場合、一括表示欄の「製造者」をあえて「表示責任者」とする必要はないと考える。
- ・事業者が「食品工場等」を表示する際に、複数の事業者を経由して製品がつけられている場合、「食品工場等」として誰を表示すべきであるか、判断に迷うことにならないか。
- ・自分が「製造者」、「加工者」のいずれに該当するのかがわかりにくく、判断にコストがかかるという理由で「表示責任者」と記載することを可能としているが、問題は現行の「製造」、「加工」の定義の分かりにくさであり、解釈を分かりやすくすべき。
- ・しかも、「製造者」、「加工者」の言葉が今後も使用されるのであれば、食品表示法上の解釈は改めて示すべきではないか。

以下、それぞれのページにおけるコメント

### 2-1 現行ルールに基づく実際の表示例について（資料 2, 3p）

#### コメント

加工食品の実際の表示例に関して正確を期すべきである。

- ・この表示例においては販売者と製造者の両方が一括表示欄に表示されているが、このスナック菓子が製造者のナショナルブランド（NB）商品である場合には、製造者の表示のみでよく、販売者の表示は不要である。
- ・販売者と製造者の双方が表示されるのは、販売者のプライベートブランド（PB）商品であり、この場合、安全性および表示に責任を有する者は、販売者であることから、販売者は一括表示欄に表示され、そして製造者の表示は一括表示欄外に表示される。あるいは、販売者の表示欄に製造者の固有記号が表示される。

### 2-2 「表示責任を有する者」について

（資料 2, 9p）

#### 食品表示法

- 現行の JAS 法において「表示内容に責任を有する者」に関する表示を規定している趣旨については、その必要性は変わるものではなく、食品表示基準においても、「表示内

容に責任を有する者」の氏名及び住所の表示が必要。

- 食品表示法は、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地等の情報が食品表示を通じて消費者に提供されることを想定している。
- これらの情報を最も把握しているはずである「当該食品の内容を最もよく把握している者」に表示の責任は発生すると考えられる（「販売者」や「製造者」に限定されない）。

## コメント

- ・ 消費者庁の意図は、食品の表示欄には「製造者等」という用語ではなく、「表示責任者」という用語を用いることであるのか。その場合、食品の製造責任の問題が生じる場合があると考えられる。
- ・ 消費者の立場からすれば、食品の「表示内容に責任を有する者」は、同時にその食品の「安全性に責任を有す者」であるべきであろう（表示責任者しか表示されないケースはどうか）。
- ・ 現在 JAS 法は製造者等が守るべき表示の基準を定めており、また食品衛生法は、食品事業者等の製造、加工、販売等を行う食品等の安全性確保を義務付けている。
- ・ 従って、重要なことは「食品表示基準における表示責任を有する者」だけに言及することではなく、「食品に関連する様々な法律の要件が満たされていることを保証する責任を有する者」に言及することが重要と考える。
- ・ 食品表示法の第 2 条において規定されている「食品関連事業者等」は、食品衛生法第 3 条に定義されている食品等事業者（食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売する…人若しくは法人をいう。）でもある。
- ・ 以上のことから、9 ページの例：食品メーカーが「当該食品の内容を最もよく把握している」ポテトチップスの場合に関しては、製造者が表示責任者でもあることから、一括表示欄の「製造者」又は「表示責任者」：A は、「製造者」：A とすべきである。「表示責任者」の用語を用いて食品事業者を表示すると、その食品事業者は表示のみの責任者であり、安全性・品質等を管理する責任者ではないと、消費者が認識するであろうと考えられる。
- ・ なお、コーデックスおよび諸外国の例においては「表示責任者」というものはない。

## 海外における食品情報に責任を有する事業者

コーデックス	製造者(manufacturer)、充填者(packer)、流通業者(distributor)、輸入者(importer)、輸出者(exports)または販売者(vender)の名称と住所が表示されねばならない。
カナダ	表示が義務付けられている氏名と住所は、事前包装された食品の製造もしくは生産を行った、あるいは事前包装された食品の製造もしくは生産を要請した責任者である。

オーストラリア/ニュージーランド	食品のリコールと問合せの目的で、供給者（製造者、充填業者、販売者もしくは輸入者）の名称と住所が表示されねばならない。
米国	製造者、充填業者あるいは流通業者の名称が表示されねばならない。食品が、表示された者によって製造されていない場合には、名称は、この者のこの食品との関係を明らかにする語句によって適格となる。例えば、“…に代わって製造された”、“…によって流通される”。
EU	食品事業者の氏名と住所が表示されねばならない。食品情報に責任を有する食品事業者は、その名称の下で当該食品が販売されている事業者としなければならないと規定されている。なお、食品事業者の定義は別の規則によって定められている。

（資料 2, 10p）

● このように「販売者」や「製造者」に限定せずに表示責任者を規定することにより、様々な流通実態に対応可能。

仮に、加工食品について、「販売者」や「製造者」等を表示責任者として規定した場合、表示責任者が必ずしも食品の内容の全てを最もよく把握していない又は適切ではない（法が予定していない）場合が生じる。

## コメント

- ・食品の一括表示欄の製造者等に記載されている者は、表示内容にも責任を持つ者であるから、食品の一括表示欄の製造者等に記載されている者（「販売者」や「製造者」）を「表示責任者」と見なせばよいだけのことである。

（資料 2, 10p）

### 【「販売者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】

- ・小売業者が食品を仕入れて販売する NB 商品（ナショナルブランド商品の略。この資料においては、例えば、食品メーカーが企画し、自らのブランドで販売する商品をいう。）  
 ≪12 頁参照≫  
 小売業者は、その食品の開発に携わっていないため、必ずしも食品の内容の全てを最もよく把握していない。

## コメント

- ・“小売業者は、その食品の開発に携わっていないため、必ずしも食品の内容の全てを最もよく理解していない。”に記述された“食品の内容の全て”とは、どのようなものを指しているのか不明であるが、「製造者が自ら、ブランド名称を含め商品の仕様を設計し、自社で製造し、あるいは委託生産し、販売する商品のこと」を、一般的に NB 商品と言うのではないか。従って、このプロセスに小売業者が携わっていることは少ないのではないか。ただし、小売業者は、製造者からの情報を活用するであろうと考

える。

- ・ 製造者は、表示を含め、当該商品の全ての側面に責任を有しているため、商品の一括表示欄に「製造者 A」と記載しなければならない。
- ・ 「表示責任者」の用語を用いて食品事業者を表示すると、その食品事業者は表示のみの責任者であり、安全性・品質等を管理する責任者ではないと、消費者が認識するであろうと考えられる。

**(資料 2, 10p)**

**【「製造者」と明確に表示責任者を規定すべきでない場合の例】**

- ・ 大手メーカーがブランドオーナーである NB 商品（実際に食品を作っているのは別の製造者）《13 頁参照》  
製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない。

**コメント**

- ・ “食品の内容の全て”とは、どのようなものを指しているのか不明であるが、製造委託先のメーカーは、製造物責任法によって、製造委託された食品の場合でも製造責任を負うことになるので、表示とも関連する食品添加物を含め、使用する食品原材料の詳細、賞味期限等のシェルフライフ、保存方法、使用方法、アレルゲンの有無等の食品の製造や保存等に関する技術情報を十分保有していなければならない。
- ・ 従って、“製造委託先のメーカーが、必ずしもその食品の内容のすべてをよく把握していない。”ということはある得ない。ゆえに、この記述は、見直され、そして修正されるべきであろうと考える。

**(資料 2, 10p)**

- ・ 小売業者がブランドオーナーである PB 商品（プライベートブランド商品の略。この資料においては、例えば、小売業者や卸売業者が企画し、独自のブランドで販売する商品をいう。）《14 頁参照》  
製造委託先のメーカーは、必ずしもその食品の内容の全てを最もよく把握していない。

**コメント**

- ・ “食品の内容の全て”とは、どのようなものを指しているのか不明であるが、製造委託先のメーカーは、製造物責任法によって、製造委託された食品の場合でも製造責任を負うことになるので、表示とも関連する食品添加物を含め、使用する食品原材料の詳細、賞味期限等のシェルフライフ、保存方法、使用方法、アレルゲンの有無等の食品の製造や保存等に関する技術情報を十分保有していなければならない。
- ・ 従って、“製造委託先のメーカーが、必ずしもその食品の内容のすべてをよく把握していない。”ということはある得ない。ゆえにこの記述は、見直され、そして修正されるべきであろうと考える。

● 現行の JAS 法においては、表示責任者は、「製造者」、「加工者」である場合のほか、当該食品の企画・開発に携わった「販売者」の場合もあることから、表示の方法としては、「製造者」「加工者」「販売者」等と欄名に表示することとされている。

しかしながら、自分が「製造者」「加工者」のいずれかに該当するのかがわかりにくいこともあり、事業者は、商品ごとに、過去の経験などに基づき判断することが必要となる。その判断をするためのコストは、最終的には商品の価格に影響を及ぼすものである。

また、消費者にとっては、表示の内容に責任を持つ者が明らかになることが重要と考えられることから、欄名に「表示責任者」と記載することも可能とする。

### コメント

- ・ 表示責任を有するものとして「販売者」と表示しているのは、当該食品の企画・開発に携わったという理由だけか。「販売者」と表示するのは、販売者が特に PB 商品においてすべての責任を負うためである場合もあろう。
- ・ “自分が「製造者」「加工者」のいずれかに該当するのかがわかりにくい”のは、現在の食品衛生法と JAS 法とでは、以下のように「製造」と「加工」の定義の表現が異なるためであろう。

	食品衛生法	JAS 法
製造	ある物に工作を加えて、その本質を変化させ、別の物を作り出すこと	その原料として使用したのとは本質的に異なる新たなものを作り出すこと
加工	ある物に工作を加える点では製造と同様であるが、その物の本質を変えないで形態だけを変化させること	あるものを材料としてその本質は保持させつつ、新しい属性を付加すること

- ・ “事業者は、商品ごとに、過去の経験などに基づき、自分が「製造者」「加工者」のいずれかに該当するのかが判断することが必要となる。その判断をするためのコストは、最終的には商品の価格に影響を及ぼすものである。”に関しては、このような場合、事業者は、正確を期するために所在地の保健所等に照会していると思われる。このような作業が、商品コストに及ぼす影響の程度がどの程度であるのか定量的に把握すべきであろう。
- ・ このようなわかりにくさを、新たに定めるルールにおいて解消すべきである。
- ・ “消費者にとっては、表示の内容に責任を持つ者が明らかになることが重要と考えられることから、欄名に「表示責任者」と記載することも可能とする。”に関しては、この場合この食品に生じるかもしれない公衆衛生・安全性や異味・異臭、異物混入等の問題には「表示責任者」は対応してもらえないのではないかと消費者は考えるであろう(消費者は「表示責任者」を表示だけの責任者であると理解することにならないか)。

なお、オーストラリア/ニュージーランドでは、供給者が表示されねばならないのは食品のリコールと問合せの目的のためであると規定されている。

(資料 2, 12p)

(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者①(一般的なNB商品のポテトチップスの場合)  
Aから仕入れた食品を、そのままの状態の販売する場合、Aが基準に従った表示をしていれば、改めて表示を付すことなく当該食品を販売できる。

### コメント

- ・“Aから仕入れた食品を、そのままの状態の販売する場合、Aが基準に従った表示をしていれば、(Bは)改めて表示を付すことなく当該食品を販売できる。”一方、BはAが行った表示要件(例えば、保存方法)を遵守することも重要であろう。
- ・前述のように、この場合、表示に責任を持つ者は製造者(食品メーカーA)であるので、一括表示欄には、製造者：Aでよい。
- ・「表示責任者」：Aと表示すると、この場合この食品に生じるかもしれない公衆衛生・安全性や異味・異臭、異物混入等の問題には「表示責任者」は対応してもらえないのではないかと消費者は考えるであろう(消費者は「表示責任者」を表示だけの責任者であると理解することにならないか)。

(資料 2, 13p)

(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者②(大手メーカーがブランドオーナーであるNB商品のポテトチップス(「実際に食品を作っている者」は別の製造業者)の場合)

例：Dが表示責任者だが、Cが表示をするポテトチップス

CD間では、例えば、製造委託契約が結ばれており、CからDへ食品の所有権移転(販売)がなされるケースが想定されるが、Dが販売する場面において食品表示基準違反が発生した場合には、CDは一体的なものとして扱われ、実際に表示を付した者がCであっても、表示上に記載されているDが一義的には表示の責任を負う。

### コメント

- ・“CD間では、例えば、製造委託契約が結ばれており、CからDへ食品の所有権移転(販売)がなされるケースが想定されるが、Dが販売する場面において食品表示基準違反が発生した場合には、CDは一体的なものとして扱われ、実際に表示を付した者がCであっても、表示上に記載されているDが一義的には表示の責任を負う。”は、記述をより正確にすべきであろう。
- ・「実際に表示を付した者がCであっても」とは、「一括表示欄の詳細を決め、かつ商品に表示を行った者がCであっても」なのか、それとも「Dが一括表示欄の詳細を決め、それに従って商品に表示を行った者がCであっても」なのかが重要である。
- ・製造委託契約が結ばれている場合には、一般的には発注者(この場合D)が、一括表示欄の詳細を含め、Dの商品仕様で委託先(この場合C)に生産を発注するのではない

か。このようなケースでは、“Dが販売する場面において食品表示基準違反が発生した場合には、CDは一体的なものとして取扱われる”ことはないのではないか。表示に責任を持つ者はDである。ゆえに、この事例研究の一括表示欄には、「販売者」：Dが、一括表示欄外には「製造者」：Cが記載されるであろう。

- ・ 「表示責任者」：Dと表示すると、この場合この食品に生じるかもしれない公衆衛生・安全性や異味・異臭、異物混入等の問題には「表示責任者」は対応してもらえないのではないかと消費者は考えるであろう（消費者は「表示責任者」を表示だけの責任者であると理解することにならないか）。
- ・ Cが表示をするポテトチップスの“Cが表示をする”の意味するところが判らない。

(資料2, 14p)

**(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者③**

(小売業者がブランドオーナーであるPB商品のポテトチップスの場合)

例：Gが表示責任者だが、Fが表示をするポテトチップス

FG間では、例えば、製造委託契約が結ばれており、FからGへ食品の所有権移転(販売)がなされるケースが想定されるが、消費者への販売の場面において食品表示基準違反が発生した場合には、FGは一体的なものとして扱われ、実際に表示を付した者がFであっても、表示上に記載されているGが一義的には表示の責任を負う。

**コメント**

- ・ 上(13p)のコメントと同じ。

(資料2, 15p)

**(参考)食品の様々な流通実態と表示責任者④**

(外国で製造され、輸入業者が食品の情報を把握しているポテトチップスの場合)

例：外国でJが製造したポテトチップスをKが輸入し国内で販売する場合

Kが外国の食品メーカーJから輸入した食品を販売する場合、国内の輸入業者であるKが表示についての責任を負う。

**コメント**

- ・ Kは、表示を含め商品の全てに責任を負うので、一括表示欄には「輸入者」：Kと表示すべきである。
- ・ 「表示責任者」：Kと表示すると、この場合この食品に生じるかもしれない公衆衛生・安全性や異味・異臭、異物混入等の問題には「表示責任者」は対応してもらえないのではないかと消費者は考えるであろう（消費者は「表示責任者」を表示だけの責任者であると理解することにならないか）。



## 2-3 実際に製造や加工を行う場所について

(資料 2, 18p)

### 現行の食品衛生法

当該食品について、最終的に衛生上のリスクを生じさせる製造や加工を行う場所（輸入品にあつては、輸入した者の営業所所在地）を表示させることとしている。

(理由) 食品衛生上の問題が生じた場合、当該食品が実際に作られた場所等に立ち入り調査し、危害の拡大のため迅速に是正を求める必要があるため。

### コメント

- ・“現行の食品衛生法は、当該食品について、最終的に衛生上のリスクを生じさせる製造や加工を行う場所（輸入品にあつては、輸入した者の営業所所在地）を表示させることとしている。”という記述は、必ずしも妥当ではない。
- ・例えば、複数の工場を持つ法人企業は、自社の製造する全ての製品に責任を持つために、表示を含め、安全性・品質を管理する部門を本社に持つことが多い。この場合、この法人は本社の所在地と氏名および、予め届け出た固有記号を商品に表示する。商品に関する最終責任は、工場ではなく商品全体を管理する本社であるという考え方が一般的であろうと考える。
- ・また、輸入品に関しては、輸入した者の営業所所在地がリスクを生じさせる場所になるケースは殆どないであろうと考える。

(資料 2, 18p)

### 食品表示法

- 食品衛生法において「実際に製造や加工を行う場所」に関する表示を規定している趣旨については、その必要性は食品表示法においてもかわるものではない。
- ただし、食品表示基準においては、この場所を表わすのに、「食品工場等」という用語を使用することとする。

(理由) 現行と同様、この場所に係る者を表わすのに「製造者」「加工者」という用語を使用すると、一つの基準の中で、表示責任者たる「製造者」「加工者」という用語との区別がつかなくなるため。

### コメント

- ・「製造者」「加工者」という用語は、表示に関して責任を負うだけでなく、表示、品質、安全性を含め、商品全体に関する責任を負う者に用いられている。このことは、国内だけではなく、国際的に定着した定義である。
- ・「製造者」「加工者」という用語を表示責任者と述べ、「製造者」「加工者」という用語を、表示のみの責任者に矮小化して用いることは、問題である。
- ・現在固有記号制度が定着している以上、あえて「食品工場等」の用語を使用するのは、混乱のもとになるであろう。

(資料 2, 19p)

(参考)食品の様々な流通実態と食品工場等 (大手メーカーがブランドオーナーである NB 商品のポテトチップス (「実際に食品を作っている者」は別の製造業者) の場合)

例 : D が表示責任者だが、C が表示をするポテトチップス

CD 間では、例えば、製造委託契約が結ばれており、表示責任者は D であるが、最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所は C の工場である場合、C の氏名と住所を記載する。

### コメント

- ・ 製造委託契約が結ばれている場合には、一般的には発注者 (この場合 D) が、一括表示欄の詳細を含め、D の商品仕様で委託先 (この場合 C) に生産を発注するのではないかと。従って、表示、品質、安全性を含め商品のすべてに責任を持つ者は D である。ゆえに、この事例研究の一括表示欄には、「販売者」: D が、一括表示欄外には「製造者」: C が記載されるであろう。
- ・ 「表示責任者」: D と表示すると、この場合この食品に生じるかもしれない公衆衛生・安全性や異味・異臭、異物混入等の問題には「表示責任者」は対応してもらえないのではないかと消費者は考えるであろう (消費者は「表示責任者」を表示だけの責任者であると理解することにならないか)。
- ・ 「食品工場等」の用語の使用は、上述の理由で問題ある。
- ・ また、同じ一括表示欄に「食品工場等」: C を、「販売者」: D と並列して表示すると、実際の責任者は、「販売者」: D であるのかかわらず、「販売者」: D と同等の責任を、「食品工場等」: C が負っていると消費者は理解するであろう。

## 2-4 食品表示基準に基づく表示例

(資料 2, 21p)

### 食品表示基準に基づく表示例

- ・ 「販売者」: 表示内容に責任を有する者の氏名と住所について記載 (現行の JAS 法と同様)。「製造者」「加工者」「販売者」「輸入者」を記載してもよいし「表示責任者」と記載してもよい。
- ・ 「食品工場等」: 最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所について記載 (現行の食品衛生法と同様)。ただし、表示責任者に係わる情報と同一である場合は、省略することができる。

### コメント

- ・ 「表示責任者」は表示に責任を持つものとしてすべての表示内容に関する消費者の問い合わせも含め対応できる者として理解は出来る。しかし、この場合この食品に生じるかもしれない公衆衛生・安全性や異味・異臭、異物混入等の問題には「表示責任者」は対応してもらえないのではないかと消費者は考えるであろう (消費者は「表示責任者」を

表示だけの責任者であると理解することにならないか)。

- ・「食品工場等」の表示に関しては、「食品工場等」として最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所をどう定義するのが問題となる。
- ・たとえば、スモークサーモンで考えると  
サーモンをフィレ加工 (A) →スモーク加工 (B) →スライス・包装 (C) を、それぞれ異なる事業所 (A・B・C) で行った場合はどこが食品工場等となるのか？また、複数のパーツの組み合わせからなる製品の場合、個別の部材製造者なのか、最終の包装者なのか？事業者で判断できない場合は所轄の保健所に判断を仰ぐのか？
- ・HACCP (「HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析 (Hazard Analysis) し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるか」という重要管理点 (Critical Control Point) を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法です」と厚生労働省よって説明されている) という国際的に確立した概念に従えば、最終的に衛生上のリスクが生じるおそれのある製造や加工を行う場所はひとつの個所に限定されず、複数存在するのが一般的である。
- ・最終的に衛生上のリスクが生じる製造や加工を行う場所に関してより詳しい説明をしないと、従前の問題 (加工者・製造者の判断) と同じように、事業者が判断できない状態となるのではないか。また、製造者、加工者の言葉が今後も使用されるのであれば、食品表示法上の定義は改めて示すべきではないかと考える。
- ・そもそも、加工者と製造者の定義があいまいであるから事業者が判断に困り、指導すべき保健所においても解釈の違いによって違いが生じるといったことから判断をしなくてもよいようにとのことで今回の「表示責任者」「食品工場等」といったあたらしい概念が提案されているが、根本の問題を直視すべきではないか。

#### (以下、東京都および消費者庁における加工者、製造者に関する Q&A)

- ・東京都福祉保健局 (食品衛生の窓)

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/hyouji/faq/seizousya.html>)

食品衛生法上、「製造」とは、ある物に工作を加えて、その本質を変化させ、別の物を作り出すことであり、「加工」とは、ある物に工作を加える点では、製造と同様であるが、その物の本質を変えないで形態だけを変化させることをいいます。

例えば、食肉からハムを作る場合は製造にあたり、食肉を単にカット、小分けすることは「加工」にあたりと考えられます。

いわゆる「サイコロステーキ」は食肉の断片を結着させたもので、食肉としての本質は変わっていないと解釈されるため、この場合は「加工者」と表記します。

- ・消費者庁：加工食品品質表示基準改正 (わかりやすい表示方法等) に関する Q&A ([http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/pdf/0717\\_9\\_1qa.pdf](http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/pdf/0717_9_1qa.pdf))

問 16 表示を行う者（表示内容に責任を有する者）が当該製品の製造業者である場合には「製造者」、加工包装業者である場合は「加工者」、輸入業者にあつては「輸入者」とすることが基本です。

・消費者庁：加工食品に関する共通Q&A（第1集）

([http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin905\\_1.pdf](http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin905_1.pdf))

問 7 外国で製造した干しえびに国内で味付けした場合は、味付け行為が商品の内容に実質的な変更をもたらしたこととなり、製造業者欄には味付けした者を「製造者」と表示。外国で製造した干しえびを単に国内で袋詰めしても、製品の内容を実質的に変更する行為に当たらないため、干しえびの製造国を「原産国」として表示するとともに、袋詰めした業者を食品衛生法の規定に従って「加工者」として表示する必要があります。ただし、製品が干しえびではなく、食品衛生法上の加工食品の場合は、食品衛生法では「製造者」となるので、表示する際には、最寄りの保健所にご確認ください。

問 8 うなぎ蒲焼きのように一回製造された加工食品を小分けする場合、食品衛生法では、その工程が製品の内容を実質的に変更しない場合でも製造と解されますので、輸入品であっても、同法に基づき、製造者の表示が必要となります。

※食品衛生法上の加工食品は食肉、切り身又はむき身の鮮魚介類及び冷凍魚介類、生かきを含む

・また、同様に、原産国表示の考え方については今回どのように整理されるのか。「加工者」と「製造者」の判断同様、表示実務者においては、最終製造された国がどこなのか、といった点に関しても問題となる。

### 3. 食品表示基準における加工食品の表示方法等の作成方針について(案)への 総括的コメント

(資料 3-1)

まずは食品表示法に基づく表示項目についてどのようなものを表示させるのかを定めるべき。食品表示法第一条目的規定に基づき、整合性の取れた、消費者、事業者双方にとってわかりやすい表示基準とすべき。その上で、統合作業を行ってほしい。

・食品表示法の目的に照らし、それに合ったものがそれぞれの表示項目へ横断なり個別に振り分けられ、すべてを表示基準に持ち込むのではなく整理できるものは整理し、現在は個別として規定されているが、考えによっては先進的と考えられるものがあるのであれば、横断的事項として持ち上げることも検討すべきではないか。

・Q&A は今回の統合にあわせて、整理をし、ホームページでわかりやすく、検索しやすいものとしてほしい。また、Q&A は事業者が表示する際にはここに頼る部分が大きく、移行期間を考慮し、早めに出してほしい。

以下、それぞれのページにおけるコメント

(資料 3-1, 7p)

#### コメント

- ・加工食品調査会における目的は「消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り双方にわかりやすい表示基準を策定する」ことであり、単に 58 本をひとつにまとめることが目的ではない(方針としてはそうだが、今の食品衛生法と JAS 法の規定をひとつの箱に押し込んでいるかのようにも見える)。そのまま押し込まれれば、今以上に見づらいものとなることが危惧される。わかりにくい表示基準となってしまっては本来の目的とは異なる。
- ・また、食品表示基準骨格イメージ(5p)、食品表示基準イメージ(6p)、統合の方針イメージ(7p) および加工食品の統合の方針イメージ(8p)の関連性は難しい。まずは新食品表示法における加工食品の義務表示事項、そのなかで横断的表示項目、個別表示項目、現行の内閣府令に基づく表示事項などを明確に示す図を明記すべきではなかろうか。参考までに加工食品の表示基準をイメージできる図を作成したので、参照されたい。(添付資料 1)

(資料 3-1, 14p)

・現行の JAS 法に基づく個別の品質表示基準に規定されている表示方法の内、統一できるものについては、原則として共通ルールとしたうえで、「加工食品の表示基準(第 2 章)」の横断的事項として規定

・ただし、加工食品の表示基準の横断的事項として統一できないものについては「加工食品の表示基準(第 2 章)」の個別的事項に規定

## コメント

個別品質表示基準に関しては、消費者庁において基準の制定・見直し作業が定期的に行われているが、すべて、実状とあったものとなっているのか。現在の実状とあったものだけが表示基準へ持ち込まれるべきであり、わかりやすい表示ルールといった観点から、(今回できないのであれば、方向性だけでも)横断品表に上乘せ規定している表示項目やルールの必要性を検討すべきであり、考えによっては先進的と考えられるものがあるのであれば、横断的事項として持ち上げることも検討すべきではないか。

なお、調理冷凍食品の日本農林規格(JAS規格)に関しては2013年3月に行われた農林物資規格調査会において廃止が決まっている。規格はフライ等の衣率やシューマイ等の皮の率を明記することなどが規定されているが、規格の利用実態がないことや現在の商品コンセプトと規格内容が必ずしも合致していない等が廃止の理由であった。個別品質表示基準に関しては業界の意見等を聞きながら、食品表示法の目的に照らし、整理できるものは整理してもらいたい(次回以降の検討課題)。

### (資料3-1, 9p)

論点1 加工食品の用語の定義について

論点2 加工食品の義務表示事項について

論点3 加工食品の表示方法について

論点3-1 加工食品の名称の表示方法について

論点3-2 加工食品の原材料名等の表示方法について

論点3-3 加工食品の内容量の表示方法について

論点3-4 加工食品の期限表示、保存方法、その他の表示方法について

論点4 加工食品の表示禁止事項について

## コメント

- ・食品表示基準における加工食品の論点として9ページ以降に説明がされているが、これら論点は、「加工食品関係のJAS法の個別品質表示基準の整理・統合(ルールを統一できるものの整理)」をする目的で作成されたものか。
- ・仮に重要な論点であったとしても、事務局から現状の表示をレビューしたうえで、整理・統合の方針や考え方をより明確に示さない限り、論点整理は極めて困難である。
- ・論点4は現行のJAS品質表示基準に照らしての禁止事項であることは理解できる。その一方、国内で製造・販売される加工食品の多くは個別公正競争規約に規定されている禁止表示事項も参照している。もちろん、新食品表示法の3法の枠組みではないが、この禁止事項も検討しないとバランスを欠くことにならないか。

### (その他)

## コメント

- ・現在、加工食品にかかわるQ&Aは消費者庁HP上に8本あり、必ずしも見やすいとい

える状況ではないものとする。今回の統合にあわせて、整理をし、ホームページでわかりやすく、検索しやすいものとしてほしい。また、Q&A は事業者が表示する際にはここに頼る部分が多く、移行期間も考慮して早めに出してほしい（先日の栄養表示の一部改正にかかわる Q&A もまだでていない）。加えて、変更があった場合には必ず、HP 等でわかるようにしてほしい。

- ・いわゆるフローゼンチルド商品の流通実態は多いので、これも事例研究に含めるべきである（いわゆるフローゼンチルド商品は、業界用語であり、用語の定義を含め、国の規格・基準はない）。

フローゼンチルド商品は、冷凍品を販売店が解凍して消費者に販売することを前提とする商品であるので、メーカーは温度帯変更後の賞味期限や保存方法に関する知識や情報を有しておかねばならないし、また必要に応じ販売店に適切な情報を提供する立場にある。

なお、北九州市保健所が発行する「フローゼンチルド商品の期限表示について」（添付資料 2）には、“上記のような形態の商品流通は製造者と販売者の互いの合意等が必要です。”と述べられている。

この案件についてはこれまで流通・販売される食品で大きな課題であり、慎重な検討が必要と考える。

以上

# 食品表示基準

第1章 総則

第2章 加工食品

第3章 生鮮食品

第4章 添加物

第1節 一般消費者に販売される形態の加工食品の表示をする食品関連事業者が遵守すべき基準

【横断的事項】

すべての加工食品

・名称

・保存の方法

※常温で保存すること以外にその保存方法に関し留意すべき特段の事項がないものは省略可能

・消費期限又は賞味期限

・原材料名

※原材料が1種類のみであるもの(缶詰及び食肉製品を除く。)は省略可能

・内容量

・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

・アレルギー

・添加物

・栄養成分の量及び熱量

【個別的事項】

一部の加工食品

・原産国(輸入品)

・原料原産地(JAS法の加工食品品質表示基準で義務付けられている22食品群)

・遺伝子組換え(遺伝子組換え食品)

・その他(品目別に定められた義務表示事項)

・食品衛生法の表示基準府令(\*1)で定める表示事項

・食品衛生法の乳等表示基準府令(\*2)で定める表示事項

・JAS法の加工食品品質表示基準 個別品質表示基準(46基準)で定める表示事項

次の3法令でカバーされない食品

- ・食品衛生法の表示基準府令(\*1)
- ・食品衛生法の乳等表示基準府令(\*2)
- ・JAS法の加工食品品質表示基準 個別品質表示基準(46基準)

(\*1)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令

(\*2)食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

第2節 業務用の加工食品を扱う事業者が遵守すべき事項

第3節 食品関連事業者以外の加工食品を販売する者が遵守すべき基準

食品衛生法の表示基準府令(\*1)

マーガリン/酒精飲料/清涼飲料水/食肉製品/魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び鯨肉ベーコンの類/シアン化合物を含有する豆類/冷凍食品/放射線照射食品/容器包装詰加圧加熱殺菌食品/鶏の卵/遺伝子組換え食品/保健機能食品/食品添加物…など

食品衛生法の乳等表示基準府令(\*2)

生乳、生山羊乳及び生めん羊乳/乳(生乳、生山羊乳及び生めん羊乳除く。)/乳製品/乳又は乳製品を主要原料とする食品

JAS法の個別品質表示基準(46基準)

食料缶詰及び食料缶詰(3)	農産物缶詰及び農産物瓶詰/畜産物缶詰及び畜産物瓶詰/調理食品缶詰及び調理食品瓶詰
飲料(4)	炭酸飲料/果実飲料/にんじんジュース及びにんじんミックスジュース/豆乳類
食肉製品及び魚肉練り製品(9)	ハム類/プレスハム/混合プレスハム/ソーセージ/混合ソーセージ/ベーコン類/チルドハンバーグステーキ/チルドミートボール/魚肉ハム及び魚肉ソーセージ
穀物加工品(5)	乾めん類/即席めん/マカロニ類/パン類/凍り豆腐
農産物及び林産物加工品(4)	トマト加工品/乾しいたけ/農産物漬物/ジャム類
水産物加工品(7)	煮干魚類/削りおし/うに加工品/うにあえもの/うなぎ加工品/乾燥わかめ/塩蔵わかめ
油脂及び油脂加工品(2)	食用植物油脂/マーガリン類
調味料(8)	みそ/しょうゆ/ウスターソース類/ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料/食酢/風味調味料/めん類等用つけ/乾燥スープ
その他(4)	野菜冷凍食品/調理冷凍食品/チルドぎょうざ類/レトルトパウチ食品



# フローズンチルド商品の期限表示について

最近、フローズンチルド商品において、販売店で賞味期限表示が欠落している等の表示のトラブルが相次いでいます。下記のような形態で商品を出荷している製造者や、保存方法の変更を行う販売者は注意が必要です。

## フローズンチルド商品

冷凍状態で流通・保管を行い、販売時に解凍し冷蔵状態で販売を行う商品



## 商品への表示方法の例

品名	辛子明太子
原材料名	すけとうだらの卵巣(米国)、食塩唐辛子、調味料(アミノ酸等)、着色料(赤102号)、発色剤(亜硝酸Na)、(原材料に大豆を含む)
内容量	200g
賞味期限	別枠上部記載
保存方法	要冷蔵(10℃以下)
製造者	株式会社 A食品 北九州市小倉北区〇〇〇〇

## 注意書きの例

### <賞味期限表示のお願い>

この製品の賞味期限は冷凍(-15℃以下)で、平成 年 月 日までです。  
販売は冷蔵(10℃以下)で行うため、解凍した日から 日後の日付を必ず貼り付けてください。

## 【注意】

食品表示は基本的に製造者が行うものです。上記のような形態の商品流通は製造者と販売者の互いの合意等が必要です。また、上記商品を冷蔵にせず、冷凍状態のまま販売を行う場合は、冷凍食品とみなされる場合があります。期限表示が適切に行われなかった場合は、製造者および販売者、共に責任を負うことになります。

<お問い合わせ>

北九州市保健所 東部生活衛生課 電話 093-522-8728 FAX 093-522-8775  
西部生活衛生課 電話 093-642-1441(代) FAX 093-631-4451  
食品監視検査課 電話 093-583-2048 FAX 093-583-2044